

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ—使用済燃料の処分の方法の変更—

令和5年11月29日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、以下の事項を付議するものである。

- ・ 新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定
- ・ 原子力委員会、文部科学大臣及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定

2. 審査の結果の案の取りまとめ

令和5年7月28日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の8第1項の規定に基づき、新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料の処分の方法について、国外において使用済燃料の再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムの取扱いについて明確化するための原子炉設置変更許可申請書が提出された。また、令和5年11月16日に、同機構から同申請書の補正書が提出された。

本申請について、審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合しているものと認められることから、別紙1のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いただきたい。

なお、本申請は、再処理により回収されるプルトニウムの取扱いを明確化するための変更を行うものであり、科学的・技術的な事項に係る変更を伴わないことから、審査の結果の案について科学的・技術的意見の募集は行わない。

3. 原子力委員会への意見聴取

原子炉等規制法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項に基づき、別紙2のとおり同法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

4. 文部科学大臣及び経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第1項に基づき、別紙3及び別紙4のとおり文部科学大臣及び経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 今後の予定

原子力委員会、文部科学大臣及び経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、原子炉等規制法第43条の3の8第1項の規定に基づく本申請に対する許可処分の可否について、改めて原子力規制委員会に諮る。

<資料一覧>

【別紙 1】（審査の結果の案の取りまとめ）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）」

【別紙 2】（原子力委員会への意見聴取）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について（案）」

【別紙 3】（文部科学大臣への意見聴取）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について（案）」

【別紙 4】（経済産業大臣への意見聴取）

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について（案）」

参考資料

参考 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抜粋）

参考 2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書に関する審査の概要

参考 3 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方（平成 30 年 7 月 31 日 原子力委員会決定）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉
原型炉ふげん新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許
可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に
関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）

番 号
年 月 日
原子力規制委員会

令和5年7月28日付け令05原機（ふ）113（令和5年11月16日付
け令05原機（ふ）257をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）
第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原
子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用す
る法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については
以下のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、
原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協
力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理
を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウム
は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結して
いる国の許可を有する原子力事業者が平和利用の目的のみに譲り渡すこ
と

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認
められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号から第5号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更する
ものではなく、法第43条の3の6第1項第2号から第5号に規定する許
可の基準に係る事項に変更はない。

【別紙2】

(案)

番 号
年 月 日

原子力委員会 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

なお、審査の結果、別紙のとおり、本件申請が同条第1項第1号に規定する基準に適合していると認められると判断したところであるが、使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと自体の是非は原子力規制委員会が判断すべき事柄ではなく、本件申請が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成30年7月31日原子力委員会決定)に整合しているかは貴委員会において判断されるものと理解していることを申し添える。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への
適合について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」とい
う。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施
設原子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用
する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合について
は以下のとおりである。

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、
原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力の
ための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う
という方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウム
は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している
国の許可を有する原子力事業者には平和利用の目的のみに譲り渡すこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れる。

【別紙3】

(案)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への
適合について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。
)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原
子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用する
法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下
のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者により平和利用の目的のみに譲り渡すことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号から第5号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更するものではなく、法第43条の3の6第1項第2号から第5号に規定する許可の基準に係る事項に変更はない。

【別紙 4】

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 宛て

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第71条第1項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への
適合について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。
)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施設原
子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用する
法第43条の3の6第1項各号に規定する許可の基準への適合については以下
のとおりである。

1. 法第43条の3の6第1項第1号

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うという方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者により平和利用の目的のみに譲り渡すことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第43条の3の6第1項第2号から第5号

本件申請については、使用済燃料の処分の方法に係る事項以外を変更するものではなく、法第43条の3の6第1項第2号から第5号に規定する許可の基準に係る事項に変更はない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（昭和 32 年法律第 166 号）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的
- 三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数
- 四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地
- 五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備
- 六 発電用原子炉施設の工事計画
- 七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量
- 八 使用済燃料の処分の方法
- 九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項
- 十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項
- 十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防

止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。

- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。
- 3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

（変更の許可及び届出等）

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

3～8 略

（許可等についての意見等）

第七十一条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項若しくは第四十三条の三の二十五第一項の規定による許可をし、又は第三十一条第一項若しくは第四十三条の三の十八第一項の規定による認可をする場合（以下この項において「許可等をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣の意見を聴かなければならない。

一 発電用原子炉に係る許可等をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び経済産業大臣）

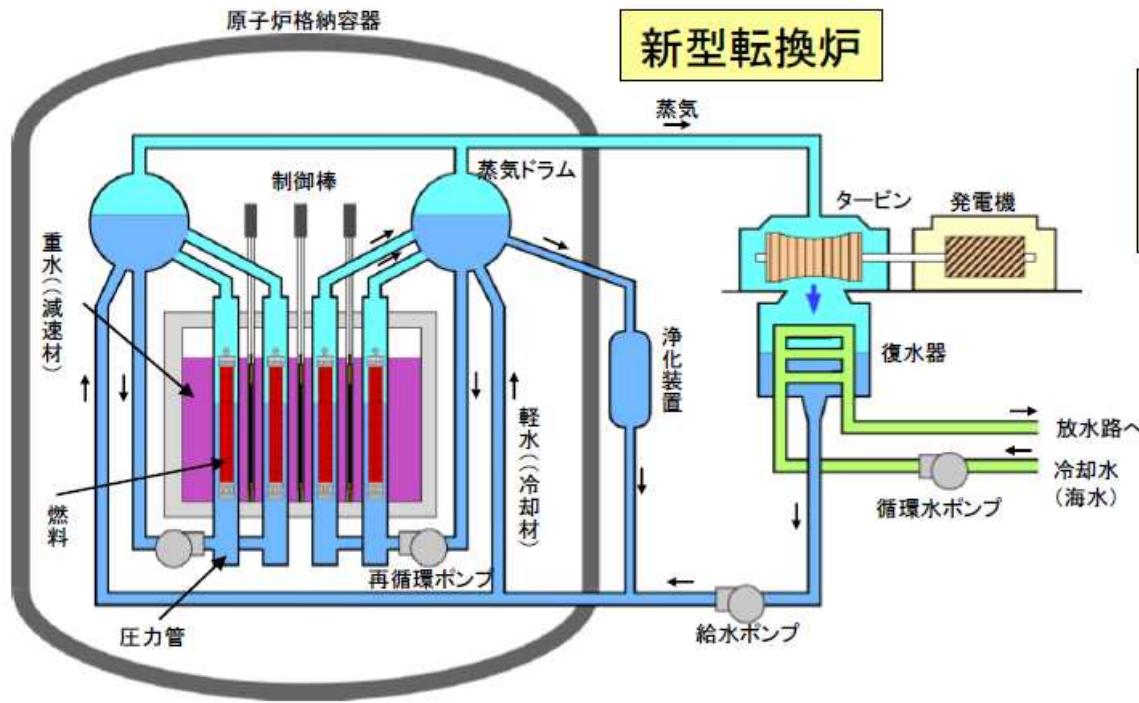
二 船舶に設置する原子炉に係る許可等をする場合 国土交通大臣（試験研究

の用に供する原子炉に係る場合にあつては文部科学大臣及び国土交通大臣)
三 試験研究の用に供する原子炉に係る許可等をする場合(前二号に該当する
ものを除く。) 文部科学大臣
2～6 (略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可
申請書に関する審査の概要

原子力規制庁

新型転換炉原型炉ふげんの施設概要



	炉容器の型	減速材	冷却材
ふげん	圧力管型	重水	軽水
軽水炉	圧力容器型	軽水	軽水

主な仕様

- 原子炉の形式 : 重水減速沸騰軽水冷却型 (圧力管型)
- 所在地 : 福井県敦賀市
- 熱出力 : 557 MW
- 電気出力 : 165 MWe

(出典: 新型転換炉原型炉(ふげん)原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング資料(2023年8月25日)に加筆 <<https://www2.nra.go.jp/data/000446715.pdf>>)



(出典: 原子力機構HPより <<https://www.jaea.go.jp/04/fugen/index.html>>)

新型転換炉原型炉ふげんの設置変更許可申請の経緯

- ◆ 新型転換炉原型炉ふげんは平成20年2月12日に認可を受けた廃止措置計画に基づき、現在廃止措置中である。
- ◆ 使用済燃料※は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結されている国の再処理事業者において全量再処理を行うとされている。
- ◆ 原子力機構は、フランスのオラノ・リサイクルとの間で令和4年3月31日にふげんの使用済燃料をオラノ・リサイクルにて再処理する役務を委託することについて、基本枠組契約を締結した。
- ◆ 当該契約において、再処理により回収されるプルトニウムをオラノ・リサイクルに譲渡することとしたことから、原子力機構により、既許可の使用済燃料の処分の方法を変更する設置変更許可申請が令和5年7月28日付け（令和5年11月16日付け一部補正）で申請された。

使用済燃料の処分の方法の変更内容

変更前	変更後
<p>8.使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p>	<p>8.使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p><u>国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。</u></p>



再処理により回収されるプルトニウムが平和利用されることについて、関連する協定、契約及び書簡にて確認（次ページ以降に記載）。

協定(日本国政府とフランス共和国、日本国政府と欧州原子力共同体)

- ・原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定
- ・原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

契約(原子力機構とオラノ・リサイクル)

- ・基本枠組契約
- ・履行契約

書簡(日本国政府とフランス共和国)

- ・日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

- 日本国政府とフランス共和国政府との間で、原子力の平和的利用に関する協力のために協定を締結

第2条

この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備、施設及び機微な技術、この協定に基づいて移転された機微な技術に基づく設備及び施設並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。 等

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と 欧州原子力共同体との間の協定

- 日本国政府と欧州原子力共同体との間で、原子力の平和的利用に関する協力のために協定を締結

第七条 平和的利用

- 1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。
- 2 この協定に基づいて移転された核物質、設備及び核物質ではない資材並びに回収され、又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。 等

契約

○基本枠組契約

- 令和4年3月31日に原子力機構とオラノ・リサイクルとの間で締結された契約であり、使用済燃料の輸送、再処理、放射性廃棄物の保管・返還、及び付随する役務を原子力機構からオラノ・リサイクルに委託するための基本的枠組みを定めたもの
- 回収プルトニウムの所有権は、再処理完了後直ぐに、原子力機構からオラノ・リサイクルに譲渡されることが規定

○履行契約

- 令和4年6月24日に原子力機構とオラノ・リサイクルとの間で締結された契約であり、使用済燃料の輸送及び再処理の実施について事業者間で合意した内容を定めたもの
- オラノ・リサイクルに移転された回収プルトニウムは、民生用原子炉における平和利用のためだけに再利用されること、オラノ・リサイクルからエンドユーザーに回収プルトニウムの所有権を移転する際に、オラノ・リサイクルは、原子力機構の要請に基づき、回収プルトニウムが平和的目的でのみ利用されることを書面で保証することが規定

書簡

○日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡

- 原子力機構が所有するふげんの使用済燃料の再処理をフランス共和国において実施することを可能とするために令和4年6月15日に日本国政府とフランス共和国政府との間で書簡の交換を実施
- 基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウムは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用されること 等が記載

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

平成30年7月31日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

1. 再処理等の計画の認可（再処理等抛出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
2. プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
3. 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
4. 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
5. 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。